

令和7年度



碧南市次世代自動車購入費補助金

申請の手引き

この補助金は、ゼロカーボンの実現に向けた具体的な施策の一環として次世代自動車の普及による温室効果ガスの削減を積極的に推進することを目的としています。

1	補助制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	受付期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	受付場所・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	補助対象者・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	補助対象次世代自動車及び補助金の額・・・・・・・・	3
6	申請の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
7	よくある質問	
	(1)補助金の概要について・・・・・・・・	4
	(2)補助対象次世代自動車について・・・・・・・・	5
	(3)提出書類について・・・・・・・・	6
	(4)その他・・・・・・・・	6
8	記入例	
	① 交付申請書兼実績報告書・・・・・・・・	8
	② 購入車両報告書・・・・・・・・	9
	③ 取下げ届出書・・・・・・・・	10
	④ 請求書・・・・・・・・	11

1 補助制度の概要

碧南市では、次世代自動車を購入し、新車登録した方（法人・個人事業主・個人）を対象に補助金を交付します。

2 受付期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）

※自動車検査証の登録日が

「令和8年3月31日（火）」までの方の受付をいたします。

3 受付場所

碧南市松本町28番地 碧南市役所 1階 環境課 環境保全係

問合せ 電話：0566-95-9900 E-mail：kankyoka@city.hekinan.lg.jp

※郵送、FAX、電子メール等による補助金の受付はしません。窓口へ提出して下さい。

4 補助対象者

令和7年4月1日以降に新車登録（自動車検査証の発行）がされ、市税の滞納のない下記に該当する個人又は事業者が補助対象となります。

(1) 個人の場合

- ア 新車登録日から6か月以上前から引続き市内に住民票を有しかつ居住している者
- イ 自動車検査証の使用者の欄に記載の住所及び氏名が補助申請者と同じであること

(2) 事業者の場合

- ア 自らの事業で使用する目的（目的がリースまたはレンタルに該当する場合を除く）で次世代自動車を新車で購入した者
- イ 自動車検査証の使用者の欄に記載の住所が補助金の申請をする事業者の事務所または事業所と同じであること
- ウ 車両の貸付け又はリース取引を主たる事業としていないこと
- エ 使用の本拠の位置が市内であること

5 補助対象次世代自動車及び補助金の額

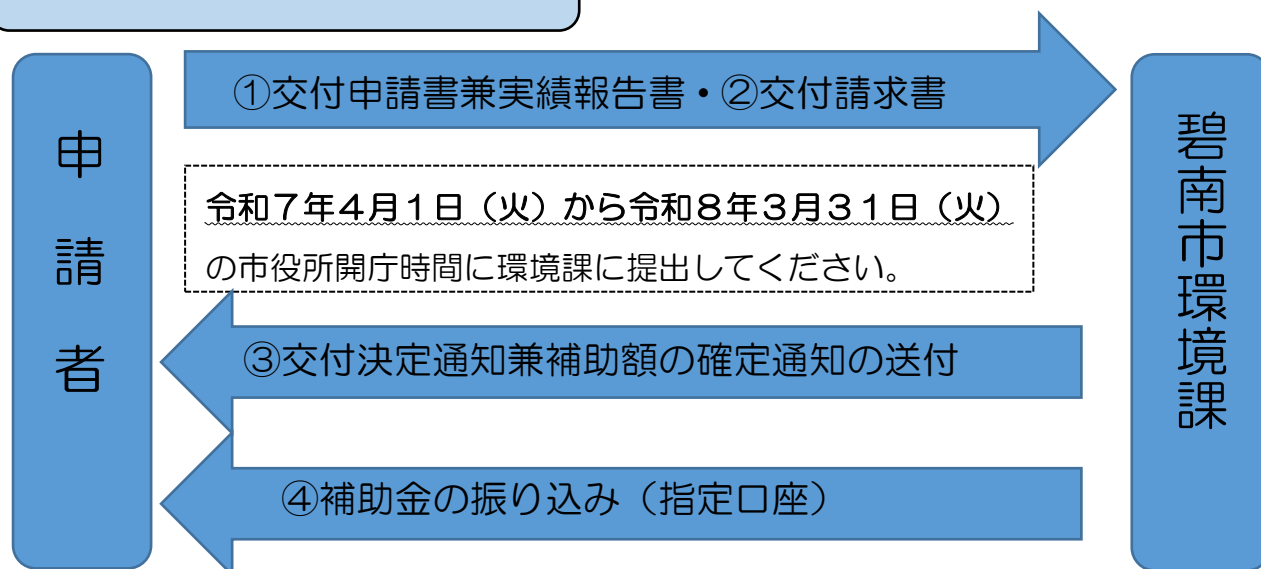
(1) 補助金の交付対象となる次世代自動車は、下記の一覧表のとおりです。

補助対象車種	補助額（1台につき）	
	事業者	個人
電気自動車（EV）	20万円	5万円
燃料電池自動車（FCV）	30万円	40万円
プラグインハイブリッド自動車（PHV）	10万円	10万円

(2) 各次世代自動車の定義は下記の一覧のとおりです。

補助対象次世代自動車	定義
電気自動車（EV）	搭載された電池で駆動する電動機を原動機とする内燃機関を併用しない自動車で、自動車検査証に燃料が「電気」とであると記載されているもの
燃料電池自動車（FCV）	搭載された電池で駆動する電動機を原動機とする自動車 で自動車検査証に「燃料電池車」であることが記載されているもの
プラグインハイブリッド自動車（PHV）	外部電源からの充電を可能としたエネルギー回生機能を有するもので、自動車検査証に「プラグインハイブリッド自動車」であることが記載されているもの

6 申請の流れ



申請にあたっての注意事項

- (1) 個人事業者につきましては、事業者用の要件に全て該当する必要があります。
個人事業主が事業者用として申請した場合でも、購入する次世代自動車の使用内容が主にマイカー利用や福利厚生用であるなど、事業用以外の利用用途と判断された場合、個人向けで再度申請をお願いすることがあります。
- (2) 車両レンタルやリース取引を主な事業とする次世代自動車の購入は補助対象となりません。
- (3) 申請内容の審査には概ね2週間程度の期間を要します。
- (4) リース取引による次世代自動車の購入は補助対象外となります。
- (5) 年度末（概ね2～3月）に購入する場合、3月31日（火）までに自動車検査証が発行され交付兼実績報告書が提出できることが必要です。
- (6) 自動車検査証発行から90日以内又は令和8年3月31日（火）のいずれか早い日までに交付兼実績報告書を提出してください。

7 よくある質問

(1) 補助金の概要について

	質問内容	回答
1	国や県の補助金を受けているが、市の補助金も受けることができるか。	できます。
2	個人事業主で法人格はないが、補助金を受けることはできるか。	市税務課で事業の登録をしており事業証明が発行できれば、補助金の交付はできます。但し購入目的がマイカー利用である場合は個人向けとして補助額が変わる可能性があります。
3	リース購入の場合は補助金を受けることはできるか。	リース購入は対象外のため、補助金を受けることはできません。
4	所有権留保購入（ローン購入）の場合は補助金を受けることはできるか。	自動車検査証の使用者の欄が申請者であれば、受けることができます。
5	補助金を受ける次世代自動車の購入台数に制限はあるか。	台数の制限はありません。ただし補助金の予算残額が不足している場合は、補助金の支払い時期が遅くなります。

6	例えば電気自動車 1 台、燃料電池自動車 1 台を同じ申請者で申請する場合、2 枚申請書が必要か。	同じ申請者であれば何台申請しても 1 枚の申請書の提出となります。
7	自動車検査証の日付から 90 日を超えた場合も申請は受付してもらえるのか。	自動車検査証の日付から 90 日を超えた場合、補助金の交付はできません。
8	ユニバーサルデザインタクシーが補助対象から外れたがタクシーの購入自体が補助対象ではなくなるのか。	補助対象から外れたのはハイブリッド自動車（HV）のユニバーサルデザインタクシーであり、例えば電気自動車（EV）のユニバーサルデザインタクシーがあればそれは補助対象です。
9	職業が農業や漁業で法人格がない場合、事業用か自家用かどちらで申請するのか。	農業や漁業者として市役所に個人事業主の登録を行い、事業証明が添付できるなら事業用の申請は可能です。事業証明の添付ができない場合は個人向けとなります。
10	事業用で使用する車とは具体的にどのようなことを指しているのか	会社の営業車であったり、運輸業の運輸車両等を指しています。
11	次世代自動車に対する補助金は当面継続するのか。	当面、継続する予定です。

(2) 補助対象次世代自動車について

	質問内容	回答
1	2 輪自動車は補助対象か。	補助対象ではありません。
2	ハイブリッド自動車は補助対象か。	補助対象ではありません。
3	超小型電気自動車は補助対象か。	補助対象ではありません。
4	超小型電気自動車と電気自動車の違いは何か。	超小型電気自動車は第 1 種原動機付自転車として市役所でナンバーの交付を受けるものです。

(3) 提出書類について

	質問内容	回答
1	主な事業を証明する書類はどこで取得するのか。	法人の登記簿謄本は法務局、個人事業主の事業証明は市役所税務課です。 なお、事業証明は税務課で事業の登録をしていることが必要です。
2	個人の住所の証明は自動車免許証の写しではいけないのか	6か月以上、市内に居住することを要件としているため、住民票以外の証明では受付できません。
3	写真添付書にはどのような写真を添付すればいいか。	写真は次世代自動車の全景が写り、かつナンバーが分かるよう撮影し、カラーで印刷してください。複数台購入した場合は、全ての車両について撮影してください。
4	市税の完納証明書はどこで取得するのか。	市役所の税務課です。 「納税証明書」ではありませんので、お間違いないように発行してください。 なお、申請書提出日より3ヵ月以内に取得したものとしていますので、ご注意ください。
5	令和 5 年 1 月から自動車検査証が電子化した但、どの書類を提出するのか。	「自動車検査証」と「自動車検査証記録事項」をご提出ください。

(4) その他

	質問内容	回答
1	郵送や電子メールで交付申請書等を提出しても良いか。	書類受領の有無のトラブルがあるため、郵送や電子メールでの提出はお断りしております。
2	補助金の交付を受けたあと、対象次	次世代自動車の新車登録の日から起算

	世代自動車を処分することになった場合はどうしたら良いのか。	して6年以内に処分する場合は補助金の一部又は全部を返還していただきます。
3	提出書類の記載に誤りがあった場合、どのように訂正すればいいか。	記載内容訂正する場合は、該当の箇所を二重線で消して訂正し、申請書等の余白に「〇字訂正」と記載するとともに、申請者の氏名と訂正年月日を記載していただきます。 なお、氏名、金額等に訂正がある場合や訂正箇所が多い場合は、書類の再作成をお願いする場合があります。
4	押印廃止により、捨印は一切押してはいけないのか。	市としては求めませんが、捨印が押された申請書であっても受付はします。



8 記入例（①交付申請書兼実績報告書）

様式第1号（第4条関係）

窓口提出時に記入

次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書

令和 年 月 日

碧南市長 殿

申請者情報は記載漏れのないようお願いします。

申請者 郵便番号 〒●●●●—●●●●●
住所 碧南市△△町●丁目●番地
フリガナ ●●カブシキガイシャ
氏名又は名称 ●●株式会社
代表者職氏名 代表取締役 ●●●●●
電話 0566—●●●—●●●●●

令和 年度において補助事業等を実施するため補助金の交付を受けたいので、碧南市次世代自動車購入費補助金交付規程第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

どちらかに✓してください

- 補助事業等の名称 碧南市次世代自動車購入費補助金
- 申請区分 ☒事業用 ・ ☐個人向け
- 補助金交付申請額 金 ●●●●, ●●●● 円
- 事業用次世代自動車の種類

申請の合計額を記入

- ☐電気自動車 台
- ☒燃料電池自動車 ● 台
- ☐プラグインハイブリッド自動車 台

【補助額】

①該当に✓してください
②申請台数を記載して下さい

車種	補助額	
	事業用	個人向け
電気自動車（EV）	1台につき20万円	1台につき5万円
燃料電池自動車（FCV）	1台につき30万円	1台につき40万円
プラグインハイブリッド自動車（PHV）	1台につき10万円	1台につき10万円

5 添付書類

(1) 共通書類

- ☒次世代自動車の自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し
☒購入車両報告書（様式第1号別紙） ☒写真添付書（様式第1号別紙）
☒領収書等の写し ☒完納証明書（3カ月以内に取得） ☒請求書（様式第4号）

(2) 事業用の申請者

- ☒申請者の営む主な事業及びその内容を証する書類（登記簿謄本等。個人事業主（法人格のない事業者）の場合にあっては事業証明）

(3) 個人向けの申請者

- ☐住民票

8 記入例（②購入車両報告書）

様式第1号（第4条関係）別紙

複数台申請する場合で車種等が異なる場合は複数枚作成して提出

購入車両報告書

1 導入する次世代自動車に関する事項

使用の本拠の位置		碧南市 ●● 町 ▲ 丁目 ▲▲ 番地
購入する次世代自動車	メーカー名	●●自動車(株)
	製品名	●●●●
	型式	●●—●●
次世代自動車の購入目的		☒ 事業用 ☐ 個人向け
登録形態		☒ 自己所有 ☐ 所有権留保（ローン購入） ※リース購入は補助対象外

2 連絡先等

住 所	〒 ●●●—●●●● ●●市●●町●丁目●●番地	担当者名	●● ●●
		電話番号	●●—●●●●
会社名・所属	●●株式会社 ●●営業所	定休日	土曜・日曜
書類の送付先	1 交付決定通知書兼補助額の確定通知書 ☐申請者 ☒上記の担当会社の担当者 （委任状） 私は、上記担当会社の担当者を代理人と定め次世代自動車購入補助金の通知書を代理人へ送付することを認めます。 申請者氏名 ●●株式会社 代表取締役 ●●●●		

通知書の送付先にチェック

8 記入例（③取下げ届出書）

様式第3号（第8条関係）

次世代自動車購入費補助金交付申請取り下げ届出書

窓口提出時に記入

令和 年 月 日

碧南市長 殿

申請した日付を記載
（不明な場合は空欄）

申請者	住所 〒	447-●●●●
	フリガナ	●●ガブシカ イヤ
	氏名又は名称	●●株式会社
	代表者氏名	代表取締役 ●● ●●
	電話	0566-●●-●●●●

令和 年 月 日付で申請した碧南市次世代自動車購入費補助金に係る補助事業について、下記の理由により申請を取り下げします。

記

1 交付申請内容

☐電気自動車

☒燃料電池自動車

☐プラグインハイブリッド自動車

取り下げする次世代自動車に✓

2 申請取り下げの理由及び内容の詳細

8 記入例（④請求書）

様式第4号（第12条関係）

次世代自動車購入費補助金交付請求書

碧南市長 殿

日付は空欄にしてください。

令和 年 月 日

申請者 郵便番号

〒447-●●●●

住所

碧南市●●町●丁目●番地

フリガナ

●●カブシキガイシャ

氏名又は名称

●●株式会社

代表者職氏名

代表取締役 ●● ●●

電話

0566-●●-●●●●

日付、番号は空欄にしてください。

令和 年 月 日付け 碧環第 号 で補助金の交付決定及び額の確定を受けた補助事業について、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業等の名称 碧南市次世代自動車購

交付決定兼実績報告書に記載した申請額を記載してください。

2 補助金請求額 金 ●●●, ●●● 円

※不明な時は空欄にしてください
記入誤りをした場合は、書き直してください。

3 補助金の振込先

指定金融機関名	●● 銀行 金庫 信用組合 協同組合 ●● 本店 支店										
口座番号	1	2	3	4	5	6	7	預金種別	普通 ・ 当座		
(フリガナ)	●●カブシキガイシャ										
口座名義人	●●株式会社										

※ 口座名義人は、申請者本人で

振込口座は申請者本人の口座に限ります。